

幸手市通学路交通安全プログラム

令和5年1月

幸 手 市

～目 次～

1. プログラムの目的	1
2. 推進体制	1
3. 通学路の安全確保に向けた取組方針	2
4. 通学路の整備方針 施設整備（ハード対策）	2
4－1. 施設整備（ハード対策）に関する基本的方針	2
4－2. 通学路安全点検（随時点検）の実施	2
5. 通学路の整備方針 交通安全教育（ソフト対策）	3
5－1. 交通安全教育（ソフト対策）に関する基本的方針	3
5－2. 子どもに対する交通安全教育の推進	3
5－3. 成人に対する交通安全教育の推進	4
5－4. 交通安全に関する普及啓発活動の推進	4
5－5. 民間交通安全団体等の主体的活動の促進	5
5－6. 交通指導員の配置	5
6. 通学路の管理運用方針	5
6－1. 管理運用に関する基本的方針	5
6－2. 通学路の報告・変更	5
6－3. 通学路表示看板の配置	6

1. プログラムの目的

本市では、交通安全対策にかかる総合的かつ長期的な施策の推進を図るため、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）の制定以後、様々な交通安全対策に取り組んできました。

この取組においては、子どもの安全な通学環境を確保するため、学校周辺での歩道等の設置による安全な歩行空間の確保や自転車通行環境の改善、自動車の速度抑制対策、交通指導取締りの強化等の対策を講じるなど、関係機関が連携し積極的な対策を実施してきましたが、子どもを交通事故から守る観点からの交通安全対策が一層求められています。

県内の多くの自治体では、「通学路安全総点検」を実施しておりますが、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いだことは本市においても大変重く受けとめており、児童生徒の安心・安全な登下校のための通学路整備については、定期的な点検はもちろんのこと、交通安全上や防犯上の物理的な対策（ハード対策）と、実践的な安全指導・安全学習の論理的な対策（ソフト対策）の両面から、より一層細やかな対策が必要であると考えています。

このため、本市では関係機関の連携を一層強化し、本市地域特性に合わせた効果的かつ効率的な通学路の安全確保に向けた取り組みを継続して実践していくことを目的として、本市の通学路対策に関する基本方針となる「幸手市通学路交通安全プログラム」を策定することにより、対策の一層の推進を図ることとしました。

本プログラムにおいては、これまでの取組を継続的に実践しながら、道路管理者、学校等に対して、児童生徒の安心・安全な登下校のための通学路を整備するために配慮すべき事項や、望ましい具体的な方策等を指針として示し、通学路における交通安全確保の強化や、登下校時に多くの子どもが集まる学校周辺における重大事故の未然防止などを目的として推進することとします。

2. 推進体制

本プログラムの推進にあたっては、通学路を所管する学校教育課を中心に推進していきますが、その策定や見直しにあたっては、安全な通学路環境の整備という観点から、庁内における道路整備等所管課（道路河川課、危機管理防災課 等）、国土交通省、県土整備事務所、所管警察署等、様々な見地から議論を進めていく必要があります。

そのため、本プログラムの策定や見直しにあたっては、関係機関が一同に会する既存組織である「幸手市道路交通環境安全推進連絡会議（事務局危機管理防災課）」（以下、「幸手市連絡会議」という。）において検討を図ることとし、それぞれの立場から十分に調査研究を進め、広く横断的な見解に基づく実態に即したプログラムとなるよう努めることとします。

また、本プログラムの実施にあたっては、市立小中学校、PTA、自治会（地域）等の機関と連携し、通学路の安全点検や対策の検討・実施、交通安全教育などに取り組めます。

3. 通学路の安全確保に向けた取組方針

児童生徒の安心・安全な登下校のための通学路整備については、「通学路安全総点検」や交通事情の変化などに対応するための「随時点検」の結果に基づいた、交通安全上や防犯上の物理的な対策と、交通安全意識の向上のための実践的な安全指導・安全学習の論理的な対策の両面から整備を図ることとし、より一層細やかな対策を進めていきます。

4. 通学路の整備方針 ～施設整備（ハード対策）～

4－1. 施設整備（ハード対策）に関する基本的方針

継続的な通学路の安全確保のため、関係機関合同により「通学路安全総点検」として通学路の安全点検を実施し、要対策箇所の抽出や対策内容の検討・実施、効果検証や進捗管理に取り組みます。

保護者や地域住民からの報告などにより、早急に対策を講じる必要が生じた場合など、安全総点検で抽出された箇所以外で安全点検を実施しなければならない場合には、関係機関の協力による「随時点検」を実施します。

4－2. 通学路安全点検（随時点検）の実施

（1）随時点検の体制

市内各小中学校が主体となり、PTA、自治会（地域）等と連携し、校区や地域の実情に応じて通学路安全点検（随時点検）を実施します。

（2）要対策箇所の抽出及び報告

各小中学校、保護者、地域住民、児童生徒等は、整備が必要な箇所について、学校教育課へ報告します。

（3）関係機関による現地調査の実施

学校教育課は、報告された危険箇所の確認・精査を行い、担当機関へ現地調査及び対策内容の検討を依頼します。

担当機関は、各小中学校からの整備要望内容に基づき現地調査を実施し、整備実施の可否及び対策内容の検討を行います。

（4）対策の検討

担当機関は、現地調査結果に基づき、整備要望箇所の地域性や交通状況など諸条件の整理を行い、事故リスクの解消に向けて歩道や防護柵の設置等のハード対策、交通規制や交通安全教育、通学路変更などのソフト対策など、多面的な視点から効果的かつ効率的な対策内容の検討を行います。

検討結果については、学校教育課を通じて、要望のあった小中学校へ速やかに通知します。その後、小中学校は、要望のあった保護者、地域住民、児童生徒等へ速やかに通知します。

（５）対策の実施

担当機関は、現地調査等により対策内容が決定した場合、順次対策を実施するものとし、早期に対策効果を発揮させる為、関係機関と連携を図り円滑な事業の実施に取り組みます。

なお、対策の実施時期については以下のとおりとします。

① 随時対策を実施するもの

各小中学校からの整備要望内容に基づき、担当機関が調査・検討した結果、「対応可能」と判断した箇所については、順次対策を実施します。

② 次年度以降に対策を実施するもの

対策の実施にあたり、予算措置や用地取得などの諸条件により、当該年度内での対応が困難である場合には、担当機関において、次年度以降の実施に向けた予算措置や関係機関との調整を行うものとしします。

（６）進捗状況の把握

担当機関は、要対策箇所として抽出された箇所について、対策実施後（次年度以降に対策を行うものは次年度以降に対策を行うことを決定した後速やかに）進捗状況を学校教育課に報告します。

学校教育課は、報告された要対策箇所を取りまとめ、必要に応じ、幸手市連絡会議での情報共有を図ります。

５．通学路の整備方針 ～交通安全教育（ソフト対策）～

５－１．交通安全教育（ソフト対策）に関する基本的方針

継続的な通学路の安全確保のため、児童生徒をはじめ保護者や地域住民など、各年代への交通安全教育を推進することにより、市民一人ひとりの交通安全に対する関心と意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けるよう取り組みます。

交通事故に遭わない、交通事故を起こさない交通安全意識を向上させるためには、人間の成長過程に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育の推進が不可欠です。

このため、当該交通安全教育（ソフト対策）を推進していくには、通学路を所管する学校教育課のみならず、関係機関等と連携を深め取り組んでまいります。

５－２．子どもに対する交通安全教育の推進

（１）幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、身近な生活における交通の決まりを理解し、安全に行動できる習慣や態度を身につけてもらうため、幼稚園等関係団体と連携を図りながら推進します。

また、家庭に対しても、交通安全教育における家庭の役割の重要性を認識してもらうため、幸手市交通安全母の会等による、保護者を対象とした交通安全講習会や広報活動等を行い、家庭における交通安全教育を推進します。

(2) 小学生に対する交通安全教育

小学生に対する交通安全教育は、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得し、安全に通行する意識及び能力を高めることが必要です。

特に、飛び出しによる交通事故を防止するため、交差点における一時停止、左右の安全確認の指導を徹底するとともに、具体的な行動場面を設定した実践的な交通安全教育を推進します。

また、交通ルールの修得と自転車の車両としての意識向上を図るため、「子ども自転車運転免許制度」などを活用し、参加・体験・実践型の教育を関係機関と連携し推進します。

さらに、交通指導員等による通学時の安全な通行の指導、保護者を対象とした研修会等を実施します。

(3) 中学生に対する交通安全教育

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を十分に習得することを重点に交通安全教育を実施します。

(4) 高校生等に対する交通安全教育

高校生等に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車の利用者として安全に道路を通行するために必要な技能と知識を習得してもらうことが必要です。

社会の一員として交通ルールを遵守させるため、高等学校や関係機関等と連携し、効果的な指導ができるよう努めます。

5－3. 成人に対する交通安全教育の推進

成人に対する交通安全教育は、社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識、技術、特に危険予測、回避能力の向上、さらに、交通事故被害者の心情など交通事故の悲惨さに対する理解が求められ、自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者教育で行われています。

また、著しい速度超過、飲酒運転など悪質・危険な運転の防止、歩行者や自転車利用者の保護など、運転者としての社会的責任の重さを自覚してもらうために、地域や職場においての講座、講習会の開催を促進します。また、若者に対しても、イベント等の機会をとらえ啓発活動に努めます。

5－4. 交通安全に関する普及啓発活動の推進

(1) 市民総ぐるみの交通安全運動の推進

市民一人ひとりに広く交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけ、交通安全思想の普及に向けた取り組みを推進する市民運動として、幸手市交通安全対策協議会や幸手市交通安全母の会等が中心となり、組織的・継続的に交通安全運動を展開します。

(2) 自転車安全利用の推進

① 自転車の交通ルール・マナーの周知徹底

歩行者等に対する迷惑行為や危険な行為を防止するため、自転車が道路を通行する場合は、車両として交通ルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことの理解の向上を図ります。

特に、道路交通法の改正に伴い、違反行為（危険行為）を繰り返す悪質運転者に対する講習制度も新設されたことから、歩道等を走行する場合のルールやスマートフォン等の操作や画面を注視しながらの乗車、傘さし運転などの危険性等についての周知徹底を図り、安全で正しい自転車の乗り方についての普及啓発活動の強化を図ります。

また、薄暮の時間帯から夜にかけて自転車重大事故が多発する傾向があることを踏まえ、自転車の灯火の点灯を徹底し、側面等への反射材用品取付けを促進します。

さらに、自転車用ヘルメットについて、保護者等に対し着用の促進を図ります。

② 自転車運転免許制度等の活用

幸手警察署が主体となり、子どもに対して行う「自転車免許制度」や「交通安全教室」等の参加・体験・実践型の教育を実施し、自転車の安全利用を推進します。

5－5. 民間交通安全団体等の主体的活動の促進

幸手市交通安全母の会等の交通安全を目的とする団体に対する支援を行い、主体的活動の促進を図ります。

また、各季の交通安全運動等を実施する際は、幸手市交通安全対策協議会を中心に関係機関・団体がより一層連携し、効果的な活動の展開を図ります。

5－6. 交通指導員の配置

登校時における児童生徒の交通安全の確保を図るため、各小中学校からの要望に基づき交通指導員を配置し、交通事故防止に努めます。

また、幸手警察署が主体となり、交通安全教室の開催や地域のイベントの際の交通誘導を行い、交通安全教育の推進や市民の安全確保に努めます。

6. 通学路の管理運用方針

6－1. 管理運用に関する基本的方針

通学路の管理運用に関する事務手続き等について、関係部課所間で共通理解を図り、円滑かつ効果的な管理運用を行うよう取り組みます。

6－2. 通学路の報告・変更

各小中学校は、設定した通学路について毎年度に学校教育課へ報告を行います。開発工事などで年度途中に通学路の変更がある時は、その変更についても報告を行います。

（１）通学路報告

① 報告依頼（学校教育課）

学校教育課から各小中学校へ当年度の通学路について報告を行うよう依頼します。報告に使用する通学

路を記載する地図等については、学校教育課で用意します。

② 通学路図作成（各小中学校）

学校教育課で用意した地図等に、各小中学校で設定した通学路を記載します。

③ 報告（各小中学校）

各小中学校は、決められた期限までに学校教育課へ通学路図を提出し、当年度の通学路の報告を行います。

④ 情報提供（学校教育課）

学校教育課は、各小中学校から報告された通学路について、関係機関へ情報提供を行います。

（２）通学路変更報告

① 通学路の変更（各小中学校）

開発工事などで、設定した通学路に支障が生じたとき、あるいは生じることが十分に想定された時は、施設整備方針に基づき通学路の変更を都度行います。変更に際しては、学校、PTA、自治会（地域）等関係者で連携を図り、最も適切なルートを設定します。

② 報告（各小中学校）

通学路に変更がある時は、各小中学校から学校教育課へ通学路の変更について報告を行います。変更の報告に使用する通学路を記載する地図等については、報告した通学路図を使用し、変更箇所が分かるように記載して報告します。

③ 情報提供（学校教育課）

学校教育課は、各小中学校から報告された変更後の通学路について、関係機関へ情報提供を行います。

6－３．通学路表示看板の配置

交通量の多い通学路や事故が多発するような危険箇所については、「通学路」であることをはっきり明示するために、市内に通学路の看板を本市で設置しています。その看板については、老朽化による腐食などがあった場合に、適宜新しいものに交換するとともに、通学路の変更や交通量の変化に柔軟に対応するなど、より効果的に配置していくよう努めます。